

以下2点の依頼についてお知らせします。

1. ワクチン接種促進のために、リーフレットや相談窓口等の活用をすること。
2. 新型コロナウイルス感染症に罹患または季節性インフルエンザに感染した者が、職場復帰等をする際に、医療機関等が発行する検査結果の証明書等を求めないこと。

事務連絡  
令和4年11月9日

各国公立大学法人担当課  
大学を設置する各地方公共団体担当課  
高等専門学校を設置する各都道府県・指定都市教育委員会担当課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
大学を設置する各学校設置会社担当課  
大学又は高等専門学校を設置する公立大学法人を  
設立する各地方公共団体担当課  
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課  
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構担当課  
独立行政法人大学入試センター担当課  
独立行政法人日本学生支援機構担当課  
日本私立学校振興・共済事業団担当課

御中

文部科学省高等教育局高等教育企画課

オミクロン株対応ワクチンの接種促進のための更なる取組推進及び新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について（依頼）

各機関におかれては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施について適切に御対応いただくとともに、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に御尽力をいただき、感謝申し上げます。このたび、内閣官房からオミクロン株対応ワクチンの接種促進のための更なる取組推進について、厚生労働省から新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について、それぞれ周知等の依頼がありましたので、下記のとおりお知らせします。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学等に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

## 記

### 1. オミクロン株対応ワクチンの接種促進のための更なる取組推進について

新型コロナウイルス感染症はこれまで、年末年始に拡大していること、また、今冬は季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されていることなどから、オミクロン株に対応した2価ワクチンについて、年内に希望者への接種を完了するよう、接種体制の確保や周知広報を行っているところですが、11月1日現在、接種率は全人口の約5%となっているところです。

10月21日から、接種間隔が「最終の接種から3か月以上」に短縮されたことで、4回目を接種した高齢者は11～12月に接種時期を迎えはじめることとなり、今後、接種が本格化することが見込まれています。

つきましては、オミクロン株対応ワクチンの接種を促進するため、別添①の「オミクロン株対応ワクチンの接種促進のための更なる取組推進について（依頼）」（令和4年11月4日付け内閣官房内閣参事官事務連絡）に基づき、リーフレット等を活用した職員や学生への周知、各都道府県に設置されている相談窓口の活用、職員がワクチン接種を受けやすい環境の確保等の取組を進めていただくとともに、接種を希望する方に対し、年内接種の積極的な働きかけをお願いします。

### 2. 新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について

今後、冬に向けて、今夏を上回る新型コロナウイルス感染症の感染拡大が生じる可能性があることに加え、季節性インフルエンザも流行し、より多数の発熱患者が生じる可能性があることから、発熱外来をはじめとする外来医療体制について、これまで以上の強化・重点化を進めていくこととしています（注1）。こうした対策を効果的に実施できるよう、関係する団体・学会、経済団体、国・地方の行政機関が参加した新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース（注2）においても、「新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応」について合意を得たところです。

上記対応では、「発熱外来のひっ迫等を回避するため、従業員又は生徒に医療機関等が発行する検査結果や治療の証明書を求めないことについて、周知を行う。」とされています。

つきましては、別添②の「新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について」（令和4年11月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき対応いただくようをお願いします。このことについて、入学者選抜においても受験生に対して同様に対応いただくようお願いいたします（注3）。

なお、別添②の内容は、「感染拡大に対応する都道府県への支援等及び医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について（周知）」（令和4年8月1日付け文部科学

省高等教育局高等教育企画課事務連絡)の内容に、季節性インフルエンザに感染した者への対応を追加した内容となっております。

(注1)「With コロナに向けた政策の考え方」(令和4年9月8日)別紙「With コロナに向けた新たな段階への移行」中の「基本的考え方」

(<https://corona.go.jp/withcorona/>)

(注2)「第2回新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース」(令和4年10月18日)資料1「新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応」(<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001002374.pdf>)

(注3)大学入試情報提供サイト (<https://www.mext.go.jp/nyushi/>)

「令和5年度大学入学者選抜実施要項等(令和4年6月3日)に関するQ&A」参照

以上

<参考資料等>

(別添①)

- 「オミクロン株対応ワクチンの接種促進のための更なる取組推進について(依頼)」(令和4年11月4日付け内閣官房内閣参事官事務連絡)

(上記別添①中の別添1)

- オミクロン株対応ワクチン接種促進のためのリーフレット①  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001004214.pdf>

(上記別添①中の別添2)

- オミクロン株対応ワクチン接種促進のためのリーフレット②  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001004214.pdf>

(上記別添①中の別添3)

- 「ワクチン接種に関する休暇や労働時間の取扱い」

(上記別添①中)

- 都道府県相談窓口一覧

※文部科学省 HP では掲載しません。

(別添②)

- 「新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について」(令和4年11月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

<本件連絡先>

文部科学省 高等教育局高等教育企画課

連絡先：03-5253-4111 (内線：2482)